

一戸町通学路安全推進会議実施要領

1. 目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、平成 24 年度に教育委員会が中心となり、道路管理者、警察（交通規制関係）、交通安全対策部署等により各小学校の通学路の緊急合同点検を実施し、安全対策等について協議をしてきている。

今後も、通学路はもとより、生活道路等における交通安全の確保にあたり、継続的な取組を推進するため、一戸町通学路安全推進会議を設立し、関係機関において安全対策の進捗状況の確認及び新たな危険箇所に対する安全対策等について協議することとする。

なお会議の結果を踏まえ、必要に応じて各関係機関が出席のもと現地視察を行い、国道 4 号をはじめ、一般県道、主要地方道、町道及び鉄道踏切等の道路改良、敷設施設の改善新設等の要望をすることとする。

2. 構成機関

下記の関係機関をもって構成し、一戸町教育委員会学校教育課長が会議を代表する。

- ・ 国土交通省岩手河川国道事務所
- ・ 二戸国道維持出張所
- ・ 県北広域振興局土木部
- ・ 二戸土木センター道路河川環境課
- ・ 二戸警察署交通課
- ・ 一戸町教育委員会学校教育課
- ・ 一戸町総務部総務課
- ・ 一戸町建設部地域整備課
- ・ 一戸町福祉部健康子ども課
- ・ 一戸町立小・中学校
- ・ 町内学童クラブ
- ・ 町内保育施設
- ・ 二戸警察署一戸交番
- ・ 二戸地区交通安全協会（一戸、小鳥谷、中山）
- ・ 交通安全母の会（一戸、小鳥谷）
- ・ 一戸町交通指導隊
- ・ スクールガード

3. 会議の招集及び会務について

会議は、必要に応じ一戸町教育委員会学校教育課長が招集する。なお会務については、一戸町学校教育課・総務課・地域整備課・健康子ども課の 4 課で分担する。

4. 会議の内容

会議において通学路の交通安全の確保に係る基本方針を策定し、これに基づき、必要な安全対策を講ずる。

警察が所轄する分は、二戸警察署が実施する「交通規制対策会議」にて整理・検討のうえ県公安委員会へ上申し、実施について協議する。

5. 安全対策を検討する箇所等

- (ア) 道路の改良・・・轍改良、幅員増、右折帯、交差点角きり、坂道改善、歩道設置等
- (イ) 付帯施設の改良・・・ガードレールの設置、カーブミラーの設置、ロードヒーターの設置等
- (ウ) 交通標識の改良・・・速度規制、一時停止、通行規制等
- (エ) 路面表示の改良・・・横断歩道、一時停止、速度規制、中央線、徐行等
- (オ) 信号機の新設、改廃
- (カ) 横断歩道の新設、改廃
- (キ) 交通安全教育・啓発

附 則（平成 28 年 3 月 制定）

この要領は、平成28年2月から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 15 日 改正）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。